



2026 年 8 月 24 日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル
代表者 代表取締役社長兼 上席執行役員
野口 哲也
(コード番号：6535 東証プライム市場)
専務取締役兼 上席執行役員
問合せ先 コーポレート統括本部長 文田 康博
(TEL：03-5766-7230)
(E-mail：imir@i-mobile.co.jp)

第三者割当による第2回有償新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、第2回有償新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権は、割当先に対し、公正な価額で有償発行するものであり、特に有利な条件による発行には該当しないことから、株主総会の承認を経ることなく実施いたします。

I. 発行の目的及び理由

当社は、既存事業のさらなる収益力の向上に加え、新たな成長領域への積極的な投資を通じて、持続的な利益成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することを今後の目標としております。本新株予約権は、経営責任を担う者の側が自らの資金を投じて経済的リスクを負担することにより、当該目標の達成に向けた経営のコミットメントを一層明確にし、株主の皆様との経済的な利害の共有を図ることを目的として、当社代表取締役会長である田中俊彦氏（以下「田中氏」といいます。）がその発行済株式の全部を保有する資産管理会社である株式会社ティーネット（以下「ティーネット社」といいます。）を割当先として発行するものであります。本新株予約権の発行の理由及び設計上の特徴は、以下のとおりであります。

(1) 公正な評価額による有償発行及び割当先のリスク負担

本新株予約権は、無償で付与するものではなく、ティーネット社が、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによって算定された公正価値と同額の払込金額を自らの資金により払い込み、引き受けるものであります。無償の付与又は株式の直接交付ではなく、行使条件が達成されない場合等に払込金額を失う可能性のある有償の新株予約権とすることにより、割当先が経済的リスクを負担しながら当社の企業価値向上を目指す設計としております。ティーネット社による本新株予約権の引受けに係る経済的リスク及び行使条件が達成された場合の経済的利益は、同社の唯一の株主である田中氏に実質的に帰属することになります。また、当社が払込金額を補填し、又はティーネット社に対して資金援助若しくは損失補填を行うことはありません。

(2) 高い業績目標及び株価水準の達成を行使の条件とする設計

本新株予約権の行使には、当社が今後の目標として想定している業績水準及び株価水準の達成を要し、その達成水準に応じて行使可能な個数が段階的に増加する設計としております。また、本新株予約権の全部を行使するためには、当社が目標として想定している業績水準をさらに上回る成果を達成する必要があります。このような高い行使条件の下でティーネット社が自らの資金を投じて本新株予約権を引き受けることは、田中氏が経営を担う立場として中長期的な企業価値向上に継続的に取り組む決意を、その経済的リスクの負担をもって

示すものであります。当社としては、本新株予約権の発行によって、株価及び業績の向上による経済的利益を株主の皆様と田中氏が共有することを企図しております。

(3) 既存株主の皆様への影響に対する配慮

本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式の総数は 3,000,000 株であり、2026 年 8 月 24 日現在の当社発行済株式総数 58,147,188 株に対して 5.16%に相当します。その行使により、既存株主の皆様の持分割合及び議決権割合が低下する可能性があります。本新株予約権の行使に際して交付する株式には、原則として、当社が既に取得し保有している自己株式を充当する予定です。これにより、新株発行による発行済株式総数の増加を可能な限り抑制し、既存株主の皆様への影響に配慮してまいります。

また、本新株予約権は、一定の業績目標及び株価水準の組合せ、またはより高い業績目標の達成を行使条件としており、これらの条件が達成された場合に行使可能となる設計です。当該条件の達成は、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えていることから、本新株予約権の発行は、既存株主の皆様の利益にも貢献し得るものと認識しております。

さらに、当社は、本新株予約権の発行と同日付で、従業員向けインセンティブ制度として、当社第3回有償新株予約権及び当社第5回無償新株予約権の発行を決議しており、その内容を別途開示しております。本新株予約権及びこれらの新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式の総数は、合計 3,435,000 株（発行済株式総数に対して 5.91%）となります。各新株予約権には業績目標の達成等を要件とする行使条件が付されていることを踏まえ、当社は、これらの新株予約権による希薄化の規模は合理的な範囲にあるものと考えております。

なお、特定の個人株主への依存度の低減及び株式流動性の維持・向上についても、当社にとって引き続き重要な課題であると認識しております。当社は本新株予約権を通じた経営のコミットメントの明確化と、これらの課題への取組みとは、中長期的に両立し得るものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

30,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 3,000,000 株とし、下記 4.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数に乗じた数とする。

2. 募集または割当方法（割当予定先）

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社ティーネットに割り当てる。

3. 新株予約権の発行価額及びその算定方法並びに決定理由

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、金 1,600 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 16 円）とする。なお、当該発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の行使価額その他の内容及び割当先との間の総数引受契約の諸条件を考慮するとともに、行使条件が達成されない場合に本新株予約権を行使できないリスク等を反映し、当社の株価情報等を基礎として、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算出した本新株予約権の公正価値と同額として、当社が決定したものである。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これら

の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前取引日である2026年8月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の金515円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 \div \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left[\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times (1 \text{株当たり払込金額} \div \text{新規発行前の1株当たりの時価})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right]$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2030年7月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日と、同事業年度に係る定時株主総会の終結日の翌日のうち、いずれか遅い日から2032年9月9日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記に定める行使可能個数を限度として、その保有する本新株予約権を行使することができる。

2029年7月期及び2030年7月期を判定対象事業年度とし、各判定対象事業年度における調整後連結営業利益の水準と、下記に定める株価条件の達成状況との組合せに応じて、下記により定まる個数を行使可能個数とする。

「調整後連結営業利益」とは、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同じ。）の連結営業利益に、本新株予約権、当社第3回有償新株予約権及び当社第5回無償新株予約権に係る株式報酬費用として当該事業年度に計上された額を加算した額（株式報酬費用控除前）をいう。

株価条件は、2026年8月1日から2030年7月期の有価証券報告書の提出日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記に掲げる各水準以上となった場合に、当該水準に係る株価条件が達成されたものとする。

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が45億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも 1,000 円以上となった場合：12,000 個

株価終値が一度でも 850 円以上となった場合：10,000 個

株価終値が一度でも 700 円以上となった場合：7,500 個

株価終値が一度でも 550 円以上となった場合：4,500 個

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が 48 億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも 1,000 円以上となった場合：15,000 個

株価終値が一度でも 850 円以上となった場合：12,000 個

株価終値が一度でも 700 円以上となった場合：10,000 個

株価終値が一度でも 550 円以上となった場合：7,500 個

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が 53 億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも 1,000 円以上となった場合：25,000 個

株価終値が一度でも 850 円以上となった場合：24,000 個

株価終値が一度でも 700 円以上となった場合：21,000 個

株価終値が一度でも 550 円以上となった場合：15,000 個

前記にかかわらず、いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が 58 億円以上となった場合は、株価条件の達成の有無にかかわらず、新株予約権者はその保有する本新株予約権の全てを行使することができる。

調整後連結営業利益は判定対象事業年度ごとに判定し、株価条件は達成された最も高い水準に係るものを適用したうえで、該当する組合せのうち行使可能個数が最も多いものを最終的な行使可能個数とし、各組合せの個数は累積しない。なお、前記のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

② 会計基準の変更、組織再編行為、本新株予約権の発行決議時において想定されていない大型 M&A その他これらに準ずる事象により、調整後連結営業利益の額をそのまま判定に用いることが適切でない当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的及び権利行使条件の趣旨を損なわない合理的な範囲で、調整後連結営業利益の額その他判定に必要な事項を調整することができる。また、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、上記①に定める株価条件の各水準は、上記 4.（2）の行使価額の調整に準じて調整されるものとする。さらに、当社普通株式が東京証券取引所以外の金融商品取引所に上場された場合、上場廃止となった場合その他株価終値をそのまま判定に用いることが適切でない事象が生じた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的及び権利行使条件の趣旨を損なわない合理的な範囲で、株価条件の判定に必要な事項を調整することができる。

③ 新株予約権者は、割当先である株式会社ティーネットの代表取締役であり、当社の代表取締役会長である田中俊彦（以下「対象者」という。）が 2030 年 7 月期に係る定時株主総会終結の時まで継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準ずる地位を有していた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。対象者が当該定時株主総会の終結の時より前に退任、辞任その他の事由により当該地位を喪失した場合には、新株予約権者は本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑤ 本新株予約権を 1 個未満の単位で行使することはできない。

⑥ 当社と割当先である株式会社ティーネットとの間で締結される総数引受契約に定める権利喪失事由が生じた場合には、新株予約権者は当該権利喪失事由の対象となる本新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の割当日

2026 年 9 月 9 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)①、③または⑥の規定により本新株予約権の全部または一部を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該行使不能となった本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が下記9. に定める払込みの期日までに払込金額の全額の払込みを行わなかった場合には、当該新株予約権者は本新株予約権を行使することができず、本新株予約権は法令に従い消滅するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年10月9日

Ⅲ. 割当先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

(1)	名 称	株式会社ティーネット		
(2)	所 在 地	東京都渋谷区猿楽町 11 番 24 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 俊彦		
(4)	事 業 内 容	有価証券の売買、管理及び運用		
(5)	資 本 金	1 万円		
(6)	設 立 年 月 日	2012 年 12 月 3 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	1 株		
(8)	決 算 期	11 月		
(9)	従 業 員 数	1 名		
(10)	主 要 取 引 先	該当事項はありません。		
(11)	主 要 取 引 銀 行	三菱UFJ 銀行		
(12)	大株主及び持株比率	田中俊彦氏 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	ティーネット社は当社筆頭株主であります。		
	人 的 関 係	当社代表取締役会長兼 上席執行役員である田中俊彦氏が、ティーネット社の代表取締役であります。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社代表取締役会長兼 上席執行役員である田中俊彦氏が議決権の 100% を保有している会社であり、関連当事者に該当します。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2023 年 11 月期	2024 年 11 月期	2025 年 11 月期
	純 資 産	821	1,145	1,412
	総 資 産	7,878	8,554	8,828
	1 株 当 た り 純 資 産	821	1,145	1,412
	売 上 高	535	530	643
	営 業 利 益	240	383	400
	経 常 利 益	245	385	396
	当 期 純 利 益	185	324	266
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益	185	324	266
	1 株 当 た り 配 当 金	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先は当社の筆頭株主であり、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを聴取しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2. 割当予定先を選定した理由

ティーネット社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

(1) 経営責任を担う者との一体性

本新株予約権は、当社グループの業績及び株価に連動する行使条件を付した有償の新株予約権であり、その目的を実現するためには、経営責任を担う田中氏と経済的に一体性を有する者が割当先となることが適切であると考えております。ティーネット社は、田中氏がその発行済株式の全部を保有する資産管理会社であり、当社の筆頭株主として長期にわたり当社株式を保有してまいりました。このため、当社は、本新株予約権の目的、行使条件、ティーネット社による当社株式の保有実績及び保有方針、資金負担能力その他の事情を総合的に検討した結果、ティーネット社を割当予定先として選定いたしました。

当社が田中氏個人ではなくティーネット社を割当先とするのは、当社株式の保有がティーネット社に集約されており、同社を割当先とすることが、個人の事情に左右されにくい安定的な保有体制の下での中長期的な保有に資すると判断したためであります。ティーネット社が負担する経済的リスク及び本新株予約権の行使により得られる経済的利益はいずれも田中氏に実質的に帰属するため、経営のコミットメントを明確にするという本新株予約権の目的は、田中氏個人を割当先とする場合と同様に達成されるものと考えております。

以上から、当社はティーネット社を本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(2) 発行条件の公正性

本新株予約権の払込金額は、当社及び割当先から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した公正価値と同額としており、また、行使価額は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値と同額としております。このため、本新株予約権の発行は、割当先に特に有利な条件による発行には該当しないものと判断しております。

(3) 決定過程における公正性の担保

本新株予約権の発行に係る取締役会の審議及び決議には、割当先との関係において特別の利害関係を有する田中氏は参加しておりません。また、ティーネット社及び田中氏はいずれも当社の支配株主には該当しませんが、当社は、利益相反の可能性に配慮し、本新株予約権の発行に係る手続の公正性及び透明性を確保する観点から、独立社外取締役諮問委員会及び監査等委員会から、それぞれ本新株予約権の発行が少数株主の皆様にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。各意見の形成に当たっては、本新株予約権の発行の目的及び必要性、発行条件の公正性、既存株主の皆様への影響、田中氏が審議及び決議に参加しないことその他の利益相反回避措置並びに当社の中長期的な企業価値向上への寄与可能性を総合的に考慮しております。

なお、本新株予約権の発行は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるブルータス社による算定結果を参考に、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。この判断に当たっては、本新株予約権の発行に係る取締役会に出席した監査等委員である取締役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

3. 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるティーネット社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、ティーネット社は当社の筆頭株主であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。また、当社は、ティーネット社が資産管理会社として当該株式を保有することは、個人の事情に左右されにくい安定的な保有及び長期的な視点に立った経営の実現に資するものと考えております。

4. 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ティーネット社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有していること

を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではない）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上